

11 器具・容器包装等の安全確保

消費者庁では、器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤について、規格および基準を定め、規格に合わない原材料の使用や基準に合わない方法による製造などを禁止することにより、製品の安全性を確保しています。

▶ 器具・容器包装

器具・容器包装の規格基準には、①全てに適用される一般規格、②材質ごとに適用される材質別規格、③安全性に関して配慮が必要な使用用途ごとに適用される用途別規格、④製造基準があります。

これらに加えて、2020年6月に、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度を導入しました。

そのポジティブリストは、政令で対象の材質を合成樹脂と定めており、全てに適用される一般規格として、合成樹脂の原材料である基材と添加剤を規制しています。基材は21の重合体の分類、添加剤は約850物質をリストに掲載しています。リストに掲載されていない物質は合成樹脂として使用することはできません。

器具・容器包装を製造する営業の施設において公衆衛生のために必要な措置として、一般衛生管理及び適正製造管理が定められています。健康被害の発生を未然に防ぐためには、製造段階からの管理が重要です。厚生労働省では、器具・容器包装製造者における製造管理のための手引きを参考として示しています。

▶ おもちゃ、洗浄剤

おもちゃ、洗浄剤についても、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図るため、規格基準を設定しています。

おもちゃについては、乳幼児が接触することにより、その健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣及び内閣総理大臣の指定するものが規制の対象で、洗浄剤は主に野菜または果実の洗浄に使用するものを規制の対象としています。

「器具」とは

飲食器、割ぼう具その他食品または添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受または摂取の用途に使われ、かつ、食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物。

「容器包装」とは

食品または添加物を入れ、または包んでいる物で、食品または添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの。

取り組み内容

器具・容器包装の安全性を高める仕組みを導入	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入（安全性を評価した物質のリスト化、製造管理および情報伝達に基づく運用の実施）
器具・容器包装等の規格基準の整備・強化	規格基準に規定された試験法などの整備
再生材料の安全性確保	器具・容器包装における再生プラスチックや再生紙の使用について、ガイドラインを作成